

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 8 日

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）担当者 様
各 中 核 市
児童相談所設置市

こども家庭庁支援局家庭福祉課措置費係

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
に関するQ&A（令和8年6月8日版）」について

平素より児童福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ&A（令和8年6月8日版）」について別添のとおり送付しますので、各自治体におかれましては、ご了知の上、管内関係機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

【令和8年6月8日版における変更内容】

- ・ 問について【共通事項】【事務費関係】【事業費関係】【その他】の4区分に分類し、それぞれについて交付要綱の単価表に定める順番により問を並び替え
- ・ 以下の問を追加・修正
＜追加＞問2-3、問3-1、問3-2
＜修正＞問2-9

【送付資料】

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ&A
（令和8年6月8日版）」

【照会先】

こども家庭庁支援局 家庭福祉課措置費係
E-mail: kateifukushi.sochihi@cfa.go.jp
電 話: 03-6859-0137

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に関するQ & A
(令和8年6月8日版)」

【共有事項】

問1-1 児童入所施設措置費等における「児童」とは。

(答) 児童入所施設措置費等の対象となる児童については、児童福祉法第4条の児童にのみならず、

- ・同法第31条の規定に基づき措置延長をした者
- ・同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業の対象となっている者が含まれる。

問1-2 実費の確認には、領収書が必要となるが、部活動費など領収書がない場合もあるがどのようにすればよいか。

(答) 実費の確認書類については、一律に領収書である必要はなく、客観的に支出した金額を確認することが可能なものであれば差し支えない。

【事務費関係】 ※問の順番は交付要綱の単価表の順番に準拠しています。

問2-1 自立援助ホーム及びファミリーホームにおける個別対応職員加算では、対象児童等が「3人以上」の場合と「2人以下」の場合で単価が異なるが、年度途中で対象児童等の数が変わった場合には、その都度単価を変更する必要があるのか。

(答) 年度途中で対象児童等が「3人以上」から「2人以下」になった場合でも、その年度内においては、要件を満たしているものとして引き続き加算（I）の単価を適用して差し支えない。

また、年度途中で対象児童数が「2人以下」から「3人以上」になった場合には、その増加があった日の属する月の翌月分（その月初日に増加があったときはその月分）の支弁から、加算（I）の単価に単価を改定すること。

問2-2 これまで養育者2人・補助者1人の体制で実施していたファミリーホームが、個別対応職員加算の取得に際して養育者の1人を個別対応職員とし、養育者1人・補助者2人・個別対応職員1人のファミリーホームとなることは可能か。

(答) 養育者のうち1人を個別対応職員加算の対象職員とすることも可能である。
この場合、養育者1人の扱いとなるため、養育者及び個別対応職員とは別に、補助者を2人以上配することが必要となる。

問2-3 里親支援専門相談員加算の要件において、里親支援センターを設置していない場合には、都道府県社会的養育推進計画（以下「推進計画」という。）等において令和11年度末までに里親支援センターを設置することを明確にすることが必要とされているが、記載がない場合には必ず推進計画を改定しなければならないのか。

（答） 社会的養護分野の基盤整備については、推進計画において定めることとしているため、基本的には推進計画を改定していただくことが望ましいと考えていますが、推進計画に記載がない場合であっても、都道府県等が定める推進計画以外の計画において明記されている場合や、議会における答弁で表明している場合等、都道府県等が令和11年度末までに里親支援センターを設置する方針であることについて外部から確認が可能な状態にある場合は、「等」に含まれものとして加算を行うことが可能です。

問2-4 個別対応職員加算の対象となる児童は、虐待を受けた児童に限られるのか。

（答） 個別対応職員加算の対象となる児童については、「被虐待児等の個別の対応が必要な児童」とあるように、虐待を受けた経験のある児童に限定されるものではなく、障害のある児童や乳児を含め個別の対応が必要と考えられる場合には加算の対象になる。

問2-5 小規模グループケア加算について、平成30年4月1日以降に設置されるものは玄関があることが要件とされているが、通知発出前に建物の整備に取りかかっていた場合も4月1日以降に設置されるものは玄関が必要となるのか。

（答） 通知発出以前に建物の整備に取りかかった場合等については、玄関がないことはやむを得ないものである。

問2-6 児童自立生活援助事業Ⅲ型については事務費単価が設定されていないが、児童自立生活援助事業を実施するファミリーホームにおける一般分保護単価に係る事務費はどのように算定するのか。

（答） 児童自立生活援助事業を実施するファミリーホームにおける一般分保護単価については、各月初日における、ファミリーホームの委託児童等と児童自立生活援助事業の対象児童等の合計人数を「現員」としてファミリーホームの単価表に当てはめて単価設定を行うことになる。

その上で、当該単価を用いて、ファミリーホーム及び児童自立生活援助事業それぞれの一般分保護単価に係る事務費を算定することになる。

例) ファミリーホームの委託児童が4人、児童自立生活援助事業の対象児童等が2人の場合

- ・ファミリーホーム : 現員6人単価×4人
- ・児童自立生活援助事業 : 現員6人単価×2人

問2-7 施設機能強化推進費の総合防災対策強化事業及び防災対策費における「総合的な防災対策」に、熊等の鳥獣被害への対策や熱波・高温など熱中症対策を含めることは可能なのか。

(答) 鳥獣対策として、例えば、熊による被害を防止するための取組の実施や物品の購入に要する費用について、対象とすることが可能です。

また、熱中症対策についても、屋外で活動する際に行う熱中症予防・対策に資するものとして、例えば、保冷剤、冷たいタオル、経口補水液、サンシェードやタープ等の購入に要する費用等も対象とすることが可能です。

いずれも具体的な内容については、地域における鳥獣被害や熱波・高温の実情に応じて判断していただいて差し支えありませんが、総合防災対策強化事業は火災・地震等の災害時に備えて総合的な防災対策の充実を図ることを目的としており、日々の通常の養育では想定されない取組や物品等を対象とするものであることに御留意ください。

問2-8 里親支援センターの施設機能強化推進費の障害児里親等支援体制強化事業を実施する場合、里親等支援員とは別に障害児里親等支援担当職員を配置する必要があるのか。

(答) 障害児里親等支援体制強化事業を行う里親支援センターの里親等支援員が、当該事業の担当者を兼ねることも可能である。

【事業費関係】 ※問の順番は交付要綱の単価表の順番に準拠しています。

問3-1 児童養護施設等に入所する児童の携帯電話等の端末代や通信料について、措置費として支弁して差し支えないか。

(答) 携帯電話等はさまざまな情報にアクセスするための通信手段や緊急連絡手段として、日常生活において有用なものとなっていることを踏まえ、携帯電話等の端末代及び通信料は、一般生活費の対象として支弁して差し支えない。

また、高等学校におけるオンライン授業やオンラインを活用した課題提出等に使用する目的を持って所持する携帯電話等であれば、特別育成費（その児童の高等学校在学中における学習に用いるスマートフォン等の購入・利用に係る費用）として支弁して差し支えないこととする。

なお、携帯電話の使用にあたっては、所持するかどうかも含め、こどもの年齢、利用頻度、閲覧の制限など、各施設において適切に判断いただきたい。

問3-2 一時保護委託の一般生活費について、一時保護委託先が変更した場合、再度「保護された日から5日目まで」の保護単価を支弁できるのか。

(答) 一時保護委託の一般生活費については、生活必需品が個人所有として初日から配付できるよう、保護された初日から日数に応じて金額を設定しているものである。このため、変更先に個人所有である生活必需品を変更先に持っていけない特段の事情がある場合は、当該変更先に一時保護委託された日から日数を改めてカウントすることになるため「保護された日から5日目までの場合」の保護単価を支弁することが可能である。

問3-3 幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園費の取扱いはどのようになるのか。

(答) 就園に必要な経費の額から、施設等利用給付費等の額を控除した額を支弁すること。

問3-4 教育費及び特別育成費の対象となる「習い事」にはどのようなものが含まれるのか。

(答) 教育費及び特別育成費の対象と「習い事」については、ピアノや絵画、水泳、野球、サッカー、ダンス、習字、そろばん、英会話など、こどもの成長や能力の向上に役立つものについて幅広く対象とすることが可能である。

また、小学生が学習塾に通う場合には、「習い事」に含めて差し支えない。

問3-5 入所するこどもが所属する部活動が地域クラブへ移行した場合に、その活動に係る経費を教育費（部活動費）で支弁可能か。

(答) 教育費における部活動費は、部活動が学校教育の一環として行われ、教育課程との関連が図られるものであることから、必要な費用を支弁することとしているところであり、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づく認定を受けた地域クラブについては、教育費（部活動費）の支弁対象として差し支えない。

問3-6 教育費の対象となる学習塾に家庭教師等による個別学習支援は含まれるか。

(答) 特別育成費の補習費特別保護単価の取扱いと同様に、集団学習に馴染むことが困難であると考えられるこどもが家庭教師等による個別学習支援を受ける場合は、「学習塾」に含めて差し支えない。

ただし、家庭教師等による個別学習支援を受ける場合の費用については、地域の同種の事業者と比べて高額な価格設定とならないよう留意することが必要である。

問3-7 「通信教育」は教育費における学習塾費や特別育成費における補習費として支弁して差し支えないか。

(答) 昨今の学習塾におけるオンライン授業の普及状況等を踏まえ、通信教育（オンラインによる学習塾、タブレット端末による通信講座、その他紙媒体による通信講座など）は、教育費（学習塾費）及び特別育成費（補習費）にて支弁して差し支えない。

問3-8 特別育成費の対象範囲となる学校は何か。

(答) 学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、高等専門学校（入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（高等課程に限る）及び各種学校を対象範囲とする。

問3-9 特別育成費の月額保護単価は上限付きの実費となっているが、上限額は月毎で区切るのか。

(答) 特別育成費の月額保護単価の上限月額については、12か月分で年間の所要経費を満たすものとして算定していため、必要に応じて数月分を一括で支弁する等実情に応じた運用を可能としている。

引き続き、上限月額に12を乗じて得た金額を年間の限度額として、個々の事例の実情に合った形で所要経費を支弁されたい。

問3-10 特別育成費の対象経費に含まれるものは何か。

(答) 文部科学省の子供の学習費調査における学校教育費の対象に準ずるものと考えている。

問3-11 特別育成費の通学のための交通費の対象となる交通手段は何か。

(答) 鉄道、バス等の公共交通機関の他、学校の許可を受けた自転車及びバイク。タクシー等、一般家庭において想定されないものは対象外となる。

問3-12 高等学校等に再入学（編入学）する際の費用を措置費として支弁して差し支えないか。

(答) 高等学校等に入学する際の費用については、特別育成費等で支弁（特別支援学校の高等部の場合は教育費にて支弁）しているところであるが、同一児童に対して1回限りといった制限は無いため、再入学（編入学）に際して、新たに制服等を用意する必要がある場合は、その費用についても特別育成費（入学時特別加算費）等から支弁して差し支えない。

問3-13 資格取得等特別加算費（特別育成費）は上限付きの実費となっているが、少額の講習等を複数受講した場合、合算して支弁することはできるか。

(答) 自立支援や就職支援を目的とするものであれば、支弁しても差し支えない。ただし、この場合であっても、1人当たりの上限額は交付要綱に定められた額とする。

問3-14 特別育成費（大学等受験支援）の対象経費である「大学等の受験にかかる経費」の範囲はどのようなものが含まれるのか。

(答) 受験料や交通費、宿泊費、願書の取寄せ、出願に要する費用等の大学等の受験に直接要する経費が対象となる。

このため、模擬試験やオープンキャンパス等の大学等の受験のための準備に要する費用については対象とならない。

問3-15 特別育成費（大学等受験支援）について、（独）日本学生支援機構が同様の受験料等支援を行っているが、特別育成費（大学等受験支援）を優先して活用する必要があるか。

（答） 特別育成費（大学等受験支援）と（独）日本学生支援機構の受験料等支援については優先関係はなく、同一年度に両方の支援を活用することも可能である。

また、支援を併用するか、一方の支援のみ活用する場合にいずれの支援を活用するかについては里親等・施設と児童が判断することとなるため、自治体が優先関係を設定することや、一方のみの活用を求めるといった対応を行うことは差し控えられたい。

なお、同一年度に支援を併用する場合は、特別育成費（大学等受験支援）において、「大学等を受験するに当たって必要となる経費の実費から、日本学生支援機構の支援額（20万円）を控除した金額」を基に支弁額を設定することになる。

問3-16 令和6年10月以降、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品の処方を受ける際には、医師等が必要と判断した場合を除いて、通常の自己負担金とは別に「特別な負担」を求められますが、この「特別な負担」は措置費の医療費の支弁対象となるのでしょうか。

（答） 措置費における医療費は、入所児童等が医療を受けるために必要となる費用を対象として支弁するものである。

後発医薬品のある先発医薬品の処方を受ける際の「特別な負担」は、医師等が後発医薬品による対応が可能と判断した児童等の治療に際して、施設・里親が先発医薬品の処方を希望する場合に両製品の価格差の一部を追加的に負担するものであり、医療費の対象にはならない。

問3-17 児童自立生活援助事業の入所児童等の医療費について、「「児童福祉法による児童入所施設措置費等について」通知の施行について」（令和5年5月10日付こ支家第49号こども家庭庁支援局長通知）第8の6において、就労し、最初の賃金を得る月までの間を支弁対象としているが、アルバイト収入がある高校生や大学生は支弁対象となるのか。また、一度就労したが、退職し、賃金を得ていない場合支弁対象となるのか。

（答） 高校生や大学生といった学業が生活の中心である児童等については、アルバイト収入があったとしても医療費の支弁対象となる。

また、一度就職したとしても、離職し、賃金を得ていない状態になった場合には、賃金を得ていない状態になった日の属する月の翌月分（賃金を得ていない状態になった日が月初日の場合はその月）の支弁から対象となる。

なお、本措置の適用は、令和6年4月1日からとする。

問3-18 寒冷地手当加算は令和元年度に廃止されたが、引き続き、寒冷地手当を職員に支給することは可能か。

（答） 寒冷地手当加算については、令和元年度に事務用採暖費加算及び児童用採暖費加算と統合し、冷暖房費加算を創設したところであるが、当該加算単価にはこれまでの寒冷地手当加算分が含まれていることから、施設の実情に応じて寒冷地加算を支給することは差し支えない。

問3-19 冷暖房費について、病院や警察など、表の施設種別にないところへ一時保護委託を行った場合、単価はどれを用いるのか。

(答) 病院や警察等の場合は、一時保護施設の単価を用いることとする。

問3-20 就職支度金及び大学進学等自立生活支度金などは「措置解除」を条件としているため、措置延長しながら就職する者や、大学へ進学した者は支給対象外となるのか。

(答) 措置費における「就職支度費」及び「大学進学等自立生活支度費」は、対象となるこどもの就職・大学等への進学に際し措置解除後に必要となる当面の生活費等を支弁するものであり、措置が解除された際に支給することとされている。

これらの措置費は、就職や大学等進学した時期と措置解除するまでに期間が空いている(※)場合でも支給の対象となるため、措置延長しながら就職する方や、大学等へ進学した方についても、措置解除された際には支払うことが可能である。

※例えば18歳で就職し、措置延長となり、就業中の状態で20歳で措置解除された場合など

問3-21 予防接種を受けているか保護者から確認が取れない場合、予防接種費において抗体検査の費用を支弁することは可能か。

(答) 虐待などのケースにより保護者からの協力が得られない場合、抗体検査に係る費用について予防接種費として支弁して差し支えない。

問3-22 視力が低下した児童に対して、眼鏡同様、コンタクトレンズについても支弁対象として差し支えないか。

(答) 日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡及びコンタクトレンズ等(眼鏡及びコンタクトレンズの維持にかかる消耗品も含む)の購入にかかる経費については、視力矯正費の支弁対象となる。

なお、児童の健全な育成や福祉の増進に寄与することを目的として支弁するものであるため、日常生活において必要な限度での実費とする。

【その他】

問4-1 「児童自立生活援助事業における入居費用の取扱い等について」(令和8年3月31日付こ支家192号)の1の(2)において、「入居者の希望により通常より高額な物品等を購入することにより、実費が措置費の単価を超過する場合」には当該超過する額を入居費用として負担を求めることも可能とされているが、この超過額については月単位、年単位のどちらで計算するのか。

(答) 措置費については、年間の経費を12等分して支弁することを基本としているので、超過額についても年間で算定することになります。

例えば、通常より高額な物品の購入により措置費の単価を実費が超過した月と、実費が単価を下回った月がある場合に、超過した月の超過額を入居費用として求めることは適切ではなく、超過額と下回った額を相殺した金額について、入居費用として負担を求めるかを検討することになります。

問4-2 児童自立生活援助事業における入居費用の取扱い等について」（令和8年3月31日付こ支家192号）の1の（2）において、「措置費の対象経費に含まれていない費用」については入居費用として徴収することが可能とされている。措置費の「賃借料」の対象は建物の賃借料（礼金を含む。）の実費とされているが、事業の用に供している土地に係る賃借料については入居費用として負担を求めることは可能なのか。

（答） 措置費の賃借料加算については、建物の賃借に係る実費（礼金含む。）を対象経費としているため、措置費の対象経費に含まれていない土地に係る賃借料について入居費用の負担を求めることは可能です。

なお、この場合においても、事業の運営に支障を及ぼさない範囲で当年度の措置費の余裕額や前期末支払資金残高の活用について検討を行っていただきたいと考えています。